

屋外広告物の手引

平成29年 3 月

始良市 都市計画課

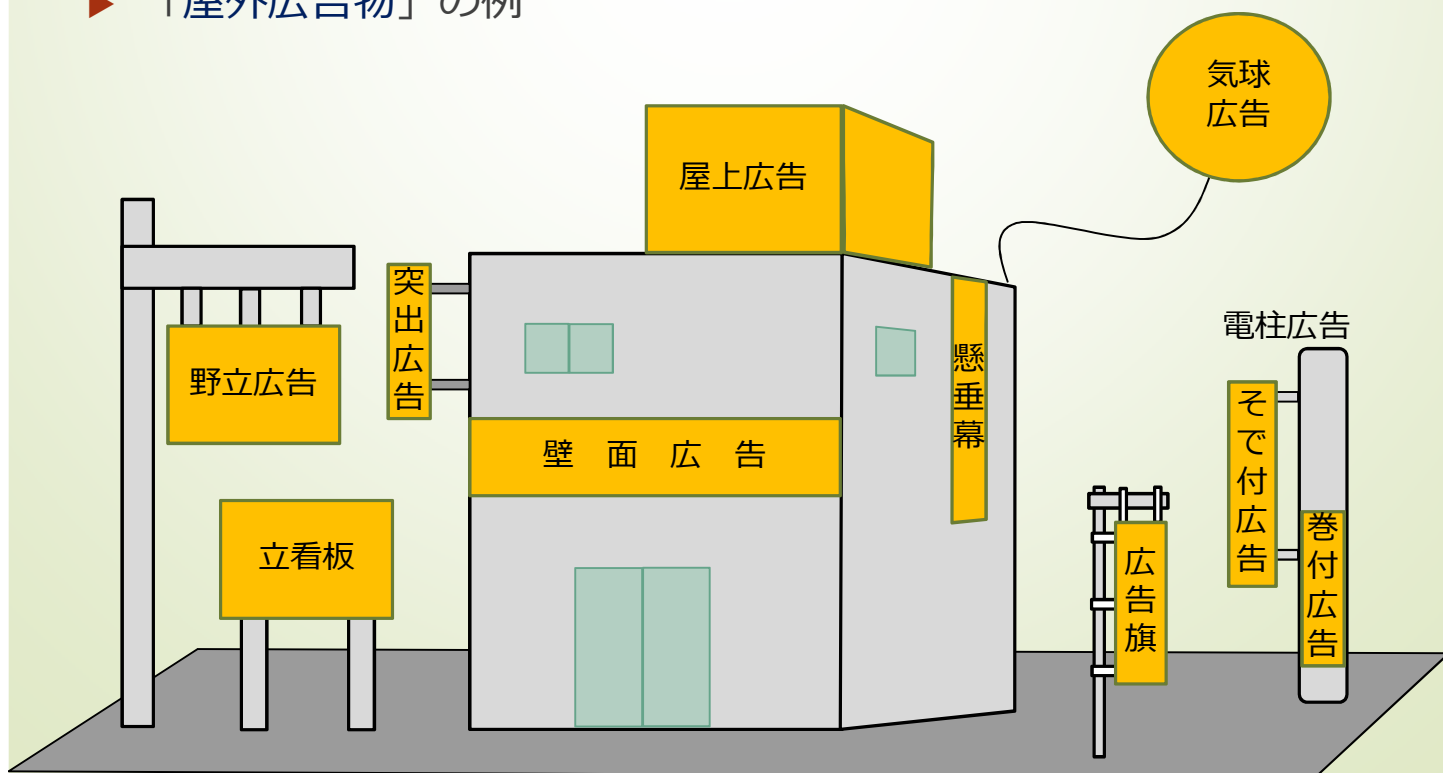
目 次

➡	1	屋外広告物とは・・・・・・・・・・・・・・・・	P	2
➡	2	屋外広告物の設置に係るフロー・・・・・・・・	P	3
➡	3	禁止広告物・・・・・・・・・・・・・・・・	P	4
➡	4	禁止物件・・・・・・・・・・・・・・・・	P	5
➡	5	規制区分・・・・・・・・・・・・・・・・	P	6
➡	6	許可基準・・・・・・・・・・・・・・・・	P	7
➡	7	適用除外広告物・・・・・・・・・・・・・・・・	P	12
➡	8	許可手数料及び許可期間・・・・・・・・	P	14
➡	9	広告物を表示する者の義務・・・・・・・・	P	15
➡	10	違反広告物に対する措置・・・・・・・・	P	16
➡	11	屋外広告業の登録・・・・・・・・	P	16
➡	12	罰則・・・・・・・・	P	17

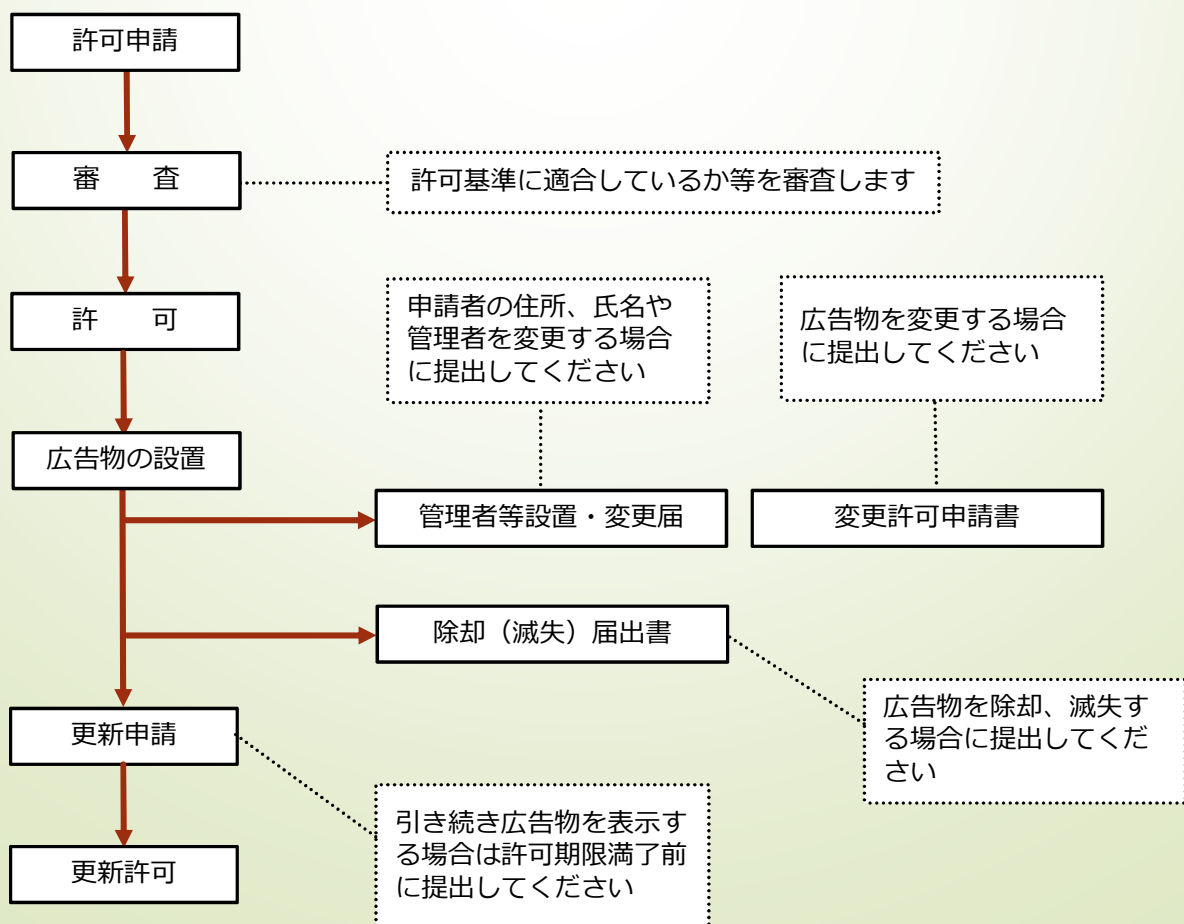
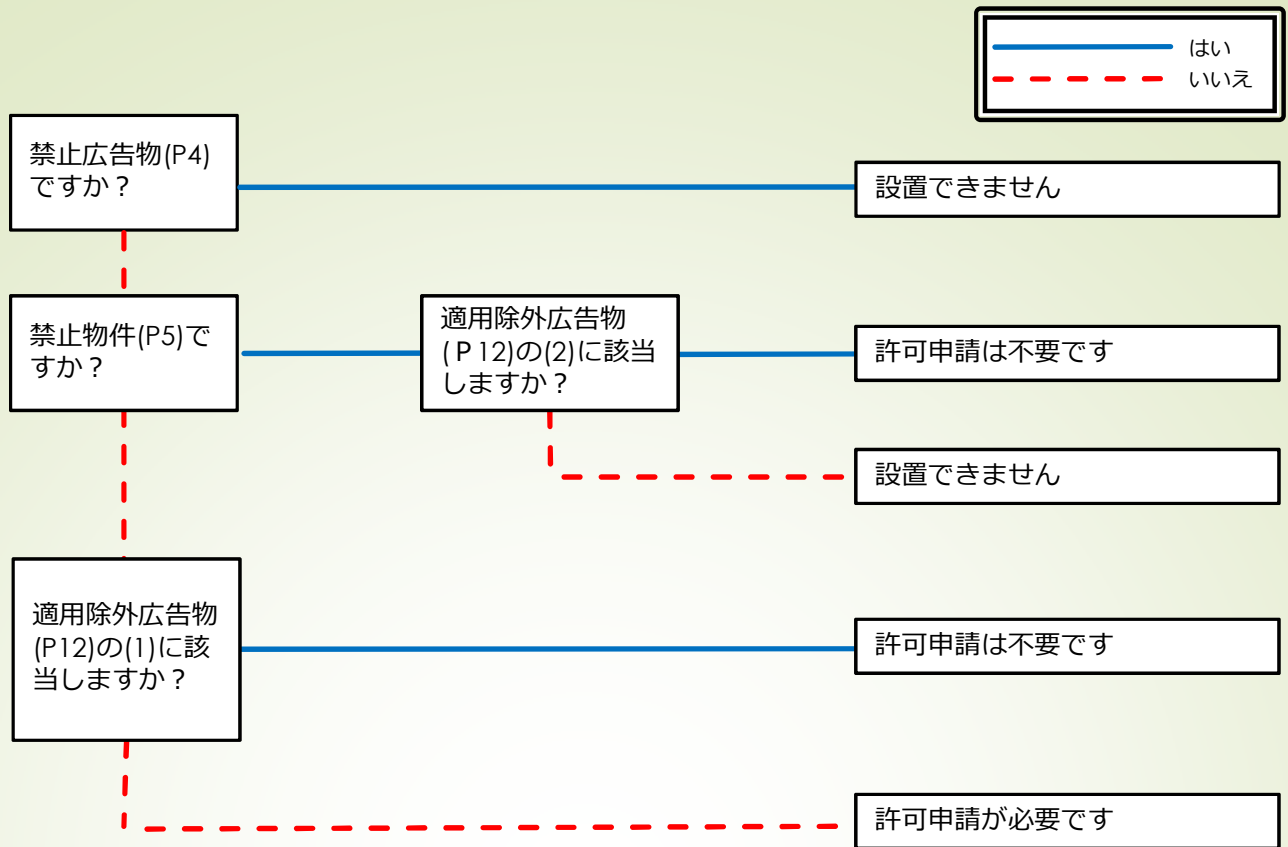
1 屋外広告物とは

- 「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。
- この中には商業広告など営利目的のものはもちろん、個人や事業所等の名称の表示や各種の行事案内など公衆へ宣伝、広報するもの等も含まれます。
- ただし、次のようなものは屋外広告物に**該当しません**。
 - ① 屋内に表示された広告
 - ② 街頭で配布されるチラシ
 - ③ 音響だけの広告
 - ④ 単に光を発するもの

▶ 「屋外広告物」の例

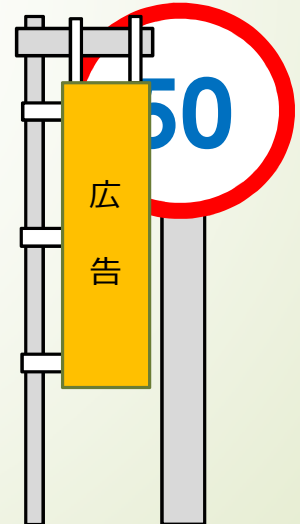


2 屋外広告物の設置に係るフロー



3 禁止広告物

- 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



4 禁止物件

①次の物件には原則としてすべての広告物を表示・設置することができません。（一部適用除外（P12）されるものがあります）

- 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- 街路樹、路傍樹等
- 信号機、道路標識、道路上のさく、こま止め、里程標、カーブミラー、パーキング・メーターその他これらに類するもの
- 電柱、街路柱その他電柱に類するもので鹿児島県知事が指定するもの
- 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔及び電線共同溝地上機器
- 送電塔、送受信塔及び照明塔
- 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木

②電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの、アーケードの支柱、バス停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札、立看板を掲出することはできません。

③道路の路面及び屋根には、広告物を表示することはできません。

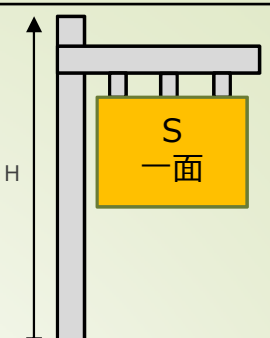
5 規制区分

始良市内には、「鹿児島県屋外広告物条例」及び「鹿児島県屋外広告物条例施行規則」に基づき、原則として広告物を表示することを禁止している地域（**禁止地域**）や、広告物を表示する場合に許可が必要な地域（**制限地域**）があります。

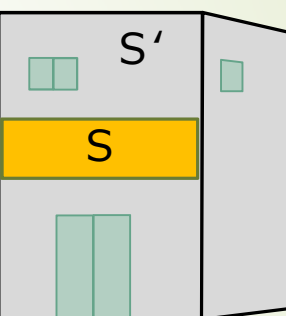


6 許可基準

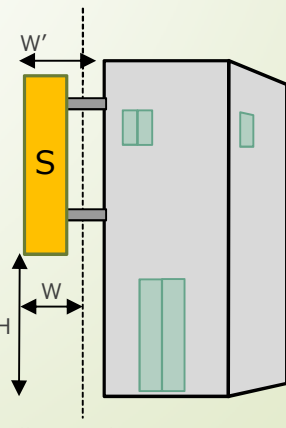
① 野立広告物

	第1種	第2種	第3種	
禁止地域	$H \leq 5\text{m}$ $S \leq 3\text{m}^2$ 表示部分回転禁止	$H \leq 5\text{m}$ $S \leq 10\text{m}^2$ 表示部分回転禁止	$H \leq 10\text{m}$ $S \leq 15\text{m}^2$ 表示部分回転禁止	
制限地域	$H \leq 10\text{m}$ $S \leq 20\text{m}^2$	$H \leq 15\text{m}$ $S \leq 25\text{m}^2$	$H \leq 15\text{m}$ $S \leq 30\text{m}^2$	

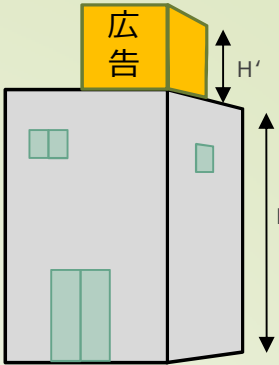
② 壁面広告物

	第1種	第2種	第3種	
禁止地域	$S \leq 1/5 S'$ 同一内容は1壁面に1個 壁面外へはみださない 開口部分をふさがない		$S \leq 1/3 S'$ 同一内容は1壁面に1個 壁面外へはみださない 開口部分をふさがない	
制限地域	$S \leq 1/3 S'$ 同一内容は1壁面に1個 壁面外へはみださない 開口部分をふさがない		$S \leq 2/5 S'$ 同一内容は1壁面に1個 壁面外へはみださない 開口部分をふさがない	

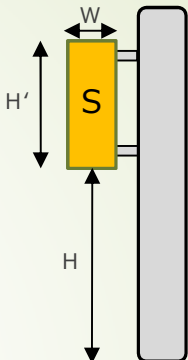
③ 突出広告物

	第1種	第2種	第3種	
禁止地域	$H \geq 2.5\text{m}$ $S \leq 1\text{m}^2$ $W' \leq 1\text{m}$ 1壁面に1列 公道上へ突き出さない 建物の屋上面を超えない	H (歩道上) $\geq 2.5\text{m}$ H (車道上) $\geq 4.5\text{m}$ $S \leq 2\text{m}^2$ $W' \leq 1.5\text{m}$ $W \leq 1\text{m}$ 1壁面に1列 建物の屋上面を超えない	H (歩道上) $\geq 2.5\text{m}$ H (車道上) $\geq 4.5\text{m}$ $S \leq 10\text{m}^2$ $W' \leq 1.5\text{m}$ $W \leq 1\text{m}$ 1壁面に2列以内 建物の屋上面を超えない	
制限地域	H (歩道上) $\geq 2.5\text{m}$ H (車道上) $\geq 4.5\text{m}$ $S \leq 10\text{m}^2$ $W' \leq 1.5\text{m}$ $W \leq 1\text{m}$ 1壁面に2列 建物の屋上面を超えない	H (歩道上) $\geq 2.5\text{m}$ H (車道上) $\geq 4.5\text{m}$ $S \leq 20\text{m}^2$ $W' \leq 1.5\text{m}$ $W \leq 1\text{m}$ 1壁面に2列 建物の屋上面を超えない	H (歩道上) $\geq 2.5\text{m}$ H (車道上) $\geq 4.5\text{m}$ $S \leq 30\text{m}^2$ $W' \leq 1.5\text{m}$ $W \leq 1\text{m}$ 1壁面に2列 建物の屋上面を超えない	

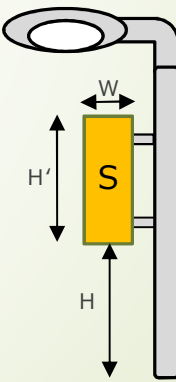
④ 屋上広告物

	第1種	第2種	第3種	
禁止地域	禁 止	$H' \leq 2/3 H$ $H' \leq 5m$ $H + H' \leq 30m$ 1棟につき1個 壁面外に突き出さない	$H' \leq 2/3 H$ $H' \leq 10m$ $H + H' \leq 30m$ 1棟につき1個 壁面外に突き出さない	
制限地域	$H' \leq 2/3 H$ $H' \leq 10m$ $H + H' \leq 30m$ 1棟につき1個 壁面外に突き出さない	$H' \leq 2/3 H$ $H' \leq 15m$ $H + H' \leq 46m$ 1棟につき1個 壁面外に突き出さない	$H' \leq 2/3 H$ $H + H' \leq 46m$ 壁面外に突き出さない	

⑤ 電柱のそで付き広告物

	第1種	第2種	第3種	
禁止地域	禁 止			
制限地域	H（歩道上）≧2.5m H（車道上）≧4.5m H' ≦1.1m W ≦0.5m S ≦0.5㎡ 電柱1本につき1個 地色に赤・黄色使用不可			

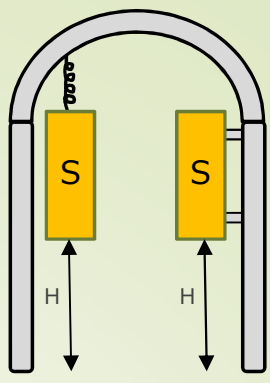
⑥ 街灯柱のそで付き広告物

	第1種	第2種	第3種	
禁止地域	禁 止	H (歩道上) $\geq 2.5m$ H (車道上) $\geq 4.5m$ $H' \leq 1.1m$ $W \leq 0.5m$ $S \leq 0.5m^2$ 街灯柱1本につき1個 地色に赤・黄色使用不可 同一の商店街等については、同一の規格		
制限地域	H (歩道上) $\geq 2.5m$ H (車道上) $\geq 4.5m$ $H' \leq 1.1m$ $W = 0.5m$ $S = 0.5m^2$ 街灯柱1本につき1個 地色に赤・黄色使用不可 同一の商店街等については、同一の規格			

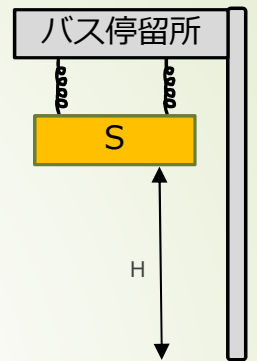
⑦ 消火栓標識柱のそで付き広告物

	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
禁止地域	禁 止			
制限地域	H (歩道上) $\geq 2.5m$ $H' \leq 0.5m$ $W \leq 0.8m$ $S \leq 0.4m^2$ 消火栓標識柱 1 本につき 1 個 地色に赤・黄色使用不可 H (車道上) $\geq 4.5m$			

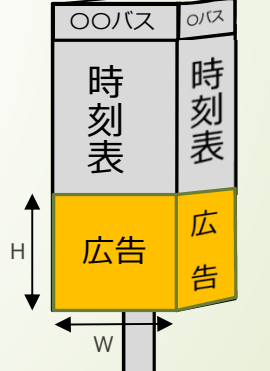
⑧ アーケードのつり下げ又はそで付き広告物

	第1種	第2種	第3種	
禁止地域	禁　　止	H（歩道上）≧2.5m H（車道上）≧4.5m S ≦0.5㎡ 支柱1本につき1個 同一アーケードでは、同一の規格		
制限地域	H（歩道上）≧2.5m H（車道上）≧4.5m S ≦0.5㎡ 支柱1本につき1個 同一アーケードでは、同一の規格			

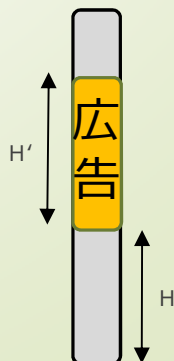
⑨ バス停留所のつり下げ広告物

	第1種	第2種	第3種	
禁止地域	禁 止			
制限地域	H（歩道上）≧2.5m H（車道上）≧4.5m S ≦0.5m 上屋1棟につき1個			

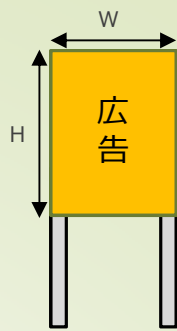
⑩ バス停留所標識広告物

	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
禁止地域	禁 止			
制限地域	H ≤ 0.6m W ≤ 0.75m 地色に赤・黄色使用不可			

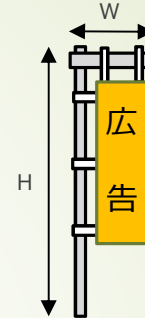
⑪ 電柱等巻付け広告物

	第1種	第2種	第3種	
禁止地域	禁 止			
制限地域	H ≧ 1.2m H' ≦ 1.5m 電柱等 1本につき 2個以内（同じ高さに巻付けたものに限る） 地色に赤・黄色使用不可			

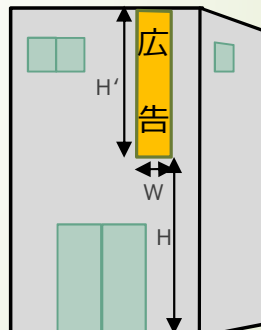
⑫ 立看板

	第1種	第2種	第3種	
禁止地域	禁 止			
制限地域	H ≦ 2 m W ≦ 1 m 同一の者が表示する立看板相互の距離は5 m以上			

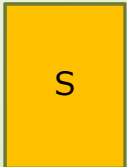
⑬ 広告旗

	第1種	第2種	第3種	
禁止地域	禁 止			
制限地域	H ≦ 5 m W ≦ 1 m 同一の者が表示する広告旗相互の距離は5 m以上			

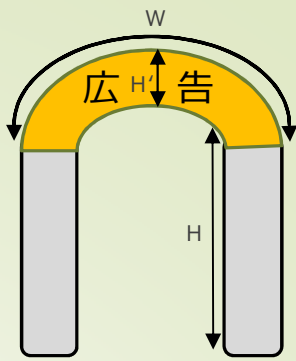
⑭ 懸垂幕、横断幕

	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
禁止地域	禁 止			
制限地域	H (歩道上) ≧2.5m H (車道上) ≧4.5m H' ≦12m W ≦1 m			

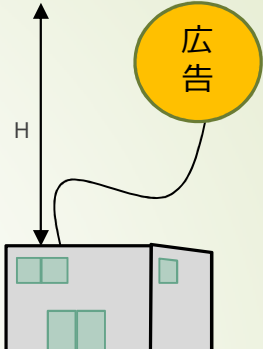
⑮ はり紙、はり札

	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
禁 止 地 域	禁 止			
制 限 地 域	S ≤ 1 m ² 建物等にのり付けしない			

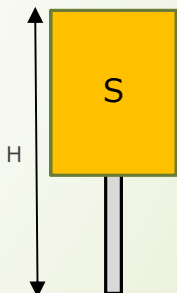
⑯ アーチ型広告物

	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
禁止地域	禁 止			
制限地域	H（歩道上）≧2.5m H（車道上）≧4.5m H' ≦ 1 m W ≦ 12m			

⑰ 気球広告（アド・バルーン）

	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
禁止地域	禁 止			
制限地域	H ≤ 50m (垂直距離) 取付位置が危険物から離れている			

⑱ 案内広告物

	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
禁 止 地 域	S ≦ 1㎡ S ≦ 2㎡（共同の場合） H ≦ 2m 1路線につき1個 事業所等が当該路線に面していない	S ≦ 2㎡ S ≦ 5㎡（共同の場合） H ≦ 5m 1路線につき1個 事業所等が当該路線に面していない		
制 限 地 域	広告物の種類ごとの基準			

☆ 総量規制

広告物を表示する場合、一区画の土地又は一建物の敷地において表示する広告物（野立広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物、広告旗、懸垂幕及び横断幕）の表示面積の合計が次の基準を超えないことが必要です。

項目 \ 地域区分	禁止地域			制限地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
面 積	10m ²	20m ²	30m ²	40m ²	80m ²	—

7 適用除外広告物

禁止地域、禁止物件及び制限地域の規制対象から除外される広告物があります。

(1) 禁止地域内及び制限地域内で許可手続きを受けずに表示できるもの

① 自家用広告物

(自己の氏名、名称、店名、商標、事業や営業の内容を自己の住所、事業所、営業所、作業場等に表示するもの)

項目	地域区分	禁止地域			制限地域		
		第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種
表示面積の合計		2 ㎡以内	5 ㎡以内		10㎡以内		20㎡以内
		広告物の種類ごとに禁止地域内における許可基準を満たすもの (表示面積に関する基準を除く)			広告物の種類ごとに制限地域内における許可基準を満たすもの (表示面積に関する基準を除く)		

② 管理用広告物

(自己の管理する土地若しくは物件に管理上の必要に基づき表示するもの)

項目 \ 地域区分	禁止地域			制限地域		
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種
表示面積の合計	2 m ² 以内			5 m ² 以内		
	広告物の種類ごとに禁止地域内における許可基準を満たすもの (表示面積に関する基準を除く)			広告物の種類ごとに制限地域内における許可基準を満たすもの (表示面積に関する基準を除く)		
地上から広告物 上端までの高さ	野立広告物については 5 m 以下					

③ 板塀・シャッター等広告物

(工事現場の板塀等の板囲い、店舗、倉庫、車庫のシャッター等に表示するもの)

- 宣伝用でないこと
- 直書き（塗料等を直接塗布）又はこれらに類する方法で表示するもの
- 工事現場の板塀等の表示は、工事施行期間内であること
- シャッターに管理上の必要から店名等を表示する場合、表示面積は0.5㎡以内で、かつ、表示箇所は1面につき1箇所

④ 自動車広告物

- 表示は、車輛の左右及び前後の側面
- 面積は、左右の側面各4㎡以内、前後の側面各1㎡以内
(広告宣伝用自動車は、表示面積の合計が、20㎡以内)
- 中間色又は同系統の色で、かつ、使用する色の種類が少ないこと

(2) 禁止物件に許可を受けずに表示できるもの

① 石垣、擁壁類、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、銅像、神仏像、記念碑等に表示する自家用広告物

地域区分 項目	禁止地域			制限地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
表示面積の合計	2㎡以内	3㎡以内		5㎡以内		

② 禁止物件の所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する場合

- 表示は、管理する物件1件につき1箇所
- 表示面積は、1㎡以内

8 許可手数料及び許可期間

種 類	区 分	単位	金 額	許可期間
は り 紙		1 枚	5円	1 月以内
気球広告		1 個	1,200円	1 月以内
電柱又は街灯 柱広告	巻付け	1 個	250円	3 年以内
	袖付き	1 個	250円	
広告塔、看板 又は広告板	表示面積が 1 m ² 以下	1 個	190円	3 年以内 ※立看板に おいては 6 月以内
	表示面積が 1 m ² を超え 2 m ² 以下	1 個	380円	
	表示面積が 2 m ² を超え 3 m ² 以下	1 個	660円	
	表示面積が 3 m ² を超え 5 m ² 以下	1 個	1,000円	
	表示面積が 5 m ² を超え 10m ² 以下	1 個	1,900円	
	表示面積が 10m ² を超え 20m ² 以下	1 個	3,600円	
	表示面積が 20m ² を超え 30m ² 以下	1 個	6,000円	
	表示面積が 30m ² を超え 40m ² 以下	1 個	8,000円	
	表示面積が 40m ² を超え 50m ² 以下	1 個	11,000円	
	表示面積が 50m ² を超える	1 個	11,000円に 50m ² を 超える 1 m ² ごとに 330円を加算した額	
照明広告	表示面積が 1 m ² 以下	1 個	380円	3 年以内 ※立看板に おいては 6 月以内
	表示面積が 1 m ² を超え 2 m ² 以下	1 個	760円	
	表示面積が 2 m ² を超え 3 m ² 以下	1 個	1,320円	
	表示面積が 3 m ² を超え 5 m ² 以下	1 個	2,000円	
	表示面積が 5 m ² を超え 10m ² 以下	1 個	3,800円	
	表示面積が 10m ² を超え 20m ² 以下	1 個	7,200円	
	表示面積が 20m ² を超え 30m ² 以下	1 個	12,000円	
	表示面積が 30m ² を超え 40m ² 以下	1 個	16,000円	
	表示面積が 40m ² を超え 50m ² 以下	1 個	22,000円	
	表示面積が 50m ² を超える	1 個	22,000円に 50m ² を 超える 1 m ² ごとに 660円を加算した額	
広 告 網		1 枚	1 m ² ごとに 170円	6 月以内

9 広告物を表示する者の義務

- 1 許可の表示 許可を受けた場合、その旨の表示が必要です。許可の際に交付される証票（ステッカー）は必ず貼付してください。
- 2 管理義務 設置した広告物については、補修その他必要な管理を怠らないように良好な状態に保持しなければなりません。
- 3 除却義務 広告物を表示する必要がなくなったとき、許可期間が満了したとき又は許可が取り消されたときは、当該広告物を除却するとともに、除却をしたときは、始良市に届け出なければなりません。
- 4 管理者の設置義務 許可を受けて表示した広告物（はり紙、はり札、立看板及び広告網を除く。）で、面積が10㎡を超えるか、又は高さが4 mを超えるものは管理者を設置する必要があります。

屋外広告物許可証				
許可番号	第	号		
許可期限	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで
始良市				

※管理者の資格

- 屋外広告士
- 建築士
- 電気工事士
- 電気主任技術者免状保持者
- 職業訓練指導員免許保持者（広告美術科又は帆布製品科）
- 広告美術仕上げ又は帆布製品製造に係る技能検定合格者
- 職業訓練修了者 ほか

※管理者の行う業務等

日常の点検・補修、安全点検結果報告書（更新許可申請時に添付）作成、管理者変更の届出、許可広告物の滅失届出など

1 0 違反広告物に対する措置

- 1 措置命令 禁止広告物の規定や管理義務に違反している場合は、改修、移転、修繕等の措置が命じられることになります。
- 2 除却命令 禁止地域、禁止物件、制限地域の規定に違反している場合、除却義務に違反している場合、措置命令に従わない場合等は、除却等の措置が命じられることになります。
- 3 立入検査 市長は、条例の施行上必要な範囲において、広告主や広告物の管理者から資料等の提出を求め、又は広告物のある土地や建物に立入検査をすることができます。

1 1 屋外広告業の登録

- 屋外広告業を営もうとするかたは、鹿児島県知事の登録を受けなければなりません。
- なお、屋外広告物に係る法令等の違反があったり、業務主任者を選任できない場合などにおいては、登録が拒否されることがありますのでご注意ください。
- また、登録業者は、屋外広告業者登録簿に登録され、鹿児島県庁都市計画課での一般の閲覧が可能となります。

1 2 罰則

条例に違反した場合、罰金刑に処せられることがあります。

1 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 登録を受けずに屋外広告業を営んだとき
- 不正手段により登録を受けたとき
- 営業停止命令に違反したとき

2 50万円以下の罰金

- 除却命令に従わなかったとき

3 30万円以下の罰金

- 禁止地域・禁止物件、制限地域の規定に違反して広告物を表示したとき
- 広告物を変更、改造するときに許可を受けなかったとき
- 広告物を除却すべきときに除却しなかったとき
- 措置命令に従わなかったとき
- 登録事項に変更があった場合に、届出をしなかったり、虚偽の届出をしたとき
- 業務主任者を選任しなかったとき

4 20万円以下の罰金

- 立入検査等の拒否等

5 5万円以下の過料

- 廃業等の届出を怠ったとき
- 標識を掲示しないとき
- 帳簿について、備付け、虚偽の記載又は保存をしなかったとき